

町・県民税の申告は 3月15日(火)までに

わたしたちの日常生活や暮らしを支えている税金。なかでも町・県民税は、地方行政を担うための貴重な財源となる最も身近な税金です。
期限を守って正しい申告をしましょう。

○申告が必要な方

確定申告をされない方で以下の項目に当てはまる方
◇平成23年1月1日現在広陵町内に在住まいの方で、平成22年中に所得があった方

◇平成22年中に会社を退職された方
◇会社勤めの方で、給与所得以外の所得がある方

◇所得がない場合でも、扶養の認定などで申告を必要とする方やご自分の扶養にもなっておられない方

※ただし、給与所得のみの方で勤務先から役場へ給与支払報告書の提出がある方や、公的年金のみの方で扶養・社会保険料・医療費などの所得控除を追加で申告をする必要のない方は、申告の必要はありません。

○申告に必要なもの

◇印鑑

◇給与所得のある方は、給与所得の源泉徴収票

◇公的年金等を受給されている方は、公的年金等の源泉徴収票

◇事業を営んでいる方は、収入明細書や必要経費の領収書等の収支の分かるもの

◇生命保険料、地震保険料や損害保険料を控除される方は、これらの支払証明書

◇国民年金保険料等を控除される方は、これらの支払証明書または領収書

◇医療費を控除される方は、領収書および整理・集計した表

○申告期間中のお願い

例年大変な混雑でご迷惑をおかけしております。

特に迅速な受付を行うために、あらかじめ事業所得の収入明細書や必要経費の領収書、医療費控除の領収書などは、ご自宅で整理していただき、「自書申告(申告は原則として自分で書かなければなりません。)」にご協力いただきますようお願いいたします。

確定申告期間中のお願い

お願い

申告期間中の2月22日(火)～25日(金)は、役場税務課では、確定申告書は受付しませんので、畿央大学で開催される葛城税務署主催の確定申告相談をご利用ください。

※譲渡所得(土地や株の売買)や収支内訳書などを必要とする申告など(営業、農業、その他事業所得、不動産所得など)の相談については、消費税の申告を伴う場合があり、役場税務課では申告書をお預かりすることができませんので、葛城税務署に提出をお願いします。

地区別申告受付

役場税務課では、申告受付期間以外の日程で各会場に出張し、町・県民税の申告受付を行います。

受付日	受付地区	受付会場	受付時間
2/9(水)	六道山、大塚、安部、平尾、馬見南、みささぎ台	西体育館	9:30～11:30
2/10(木)	笠、三吉(斉音寺)、北校区	はしお元気村	
2/14(月)	疋相、三吉(大垣内、赤部)、馬見北、馬見中	真美ヶ丘体育館	13:00～16:00
2/15(火)	東校区	東体育館	

★お願い★

出張申告には、受付地区の資料しか持参していませんので、お住まいの受付地区の会場へお越しくくださるようお願いいたします。

なお、「はしお元気村」の午前中はたいへん混雑が予想されますので、午後に分散していただきますようお願いいたします。

◆問い合わせ先

役場 税務課 民税係
☎内線1106

